

## 吹田市5歳児健康診査に係る発達 Web 問診業務仕様書

### 1 概要

5歳児の保護者・保育者に対して対人相互交流、注意・集中・運動面などの発達特性や、子どもの発達特性に起因する子育てのたいへんさ、子育てストレスに着目した Web による問診を実施し、その回答に基づいて発達や行動の特性を抽出する業務

### 2 委託業務内容

概要については、別添 1 の「吹田市5歳児健康診査に係る発達 Web 問診業務の基本的な流れ」を参照のこと。

#### (1) Web問診システムの構築業務

次の要件や機能を満たす Web 問診システムを構築すること

① 次のア～カの指標を用いた Web 問診システムとすること。なお、各指標のライセンスについては、受注者側において取得すること。

ア SDQ(子どもの情緒や行動の特性と強みとなる力を測るもの)

イ ASSQ(自閉スペクトラム症の可能性を測るもの)

ウ ADHD-RS(注意欠如多動症の可能性を測るもの)

エ DCDQ(発達性協調運動症の可能性を測るもの)

オ PSI-C(親の子育てストレスの可能性を測るもの)

カ CLASP(吃音、チック症、限局性学習症(LD)、発達性協調運動症の可能性を測るもの)

② 同一の児童に対して、保護者側の視点に立った家庭内での様子(以下「保護者評価」という。)と保育者側の視点に立った保育所や幼稚園等での様子(以下、「保育者評価」という。)がそれぞれ回答できること。なお、保護者と保育者が回答した内容については、相互に閲覧できないよう設定すること。

③ 上記①ア～オの指標を用いて、保護者評価及び保育者評価を分析し、次の第一欄の項目に関する傾向が抽出できること。また、各評価項目の基準を定めるにあたっては、必ず医師及び心理士による監修を必須条件とする。

項目	
1	他の人とのやりとり
2	集中力
3	落ち着き度
4	体のバランス
5	手先の器用さ
6	てきぱき度
7	気持ちの安定
8	困らせる行動
9	思いやり行動
10	生活の困り感
11	子育ての大変さ
12	こだわり、不注意、多動

- ④ スマートフォンやタブレットでのオンラインによる問診ができること。
- ⑤ 同一の児童に対する問診を行うにあたって、保護者と保育者の ID・パスワードについては、それぞれ別のものを設定すること。また、問診の回答期間についても、保護者と保育者で異なる期間の設定ができること。
- ⑥ 問診の入力にあたって、Web問診画面上に本市が別途指定する「同意事項」が設定できること。また、「同意事項」に同意した方のみ調査に回答できること。
- ⑦ 別添 2 の「Web問診システム要件」を満たすこと。

(2) Web問診システムの運用業務

- ① 次のア～オに関する資料等を納期に従い納品すること。

納品項目		納期
ア	Web 問診の対象者に付与する ID 及びパスワード 【保護者用】 【保育者用】	3 期に分けて、吹田市が指定する数量を納品の事。なお、追加の必要が生じた場合は、都度発注に応じること。 第 1 期 令和8年 5月 28 日 第 2 期 令和8年 7月 27 日 第 3 期 令和8年 9月 28 日
イ	Web 問診の対象者に送付する案内文書(案内状)の文案	令和8年5月28日
ウ	上記(1)③により分析した結果票(個人結果票)の文案	令和8年6月30日
エ	上記(1)③及び④により分析した結果を格納したデータファイル	3 期に分けて納品の事 第 1 期 令和8年 8月 14 日
オ	上記(1)③で分析した結果が格納されたデータファイル	第 2 期 令和8年 10 月 15 日 第 3 期 令和8年 12 月 15 日

※イ及びウについては、本市で対象者の氏名・住所・ID 等を差し込んで印刷するため、差込印刷用のデータファイル形式で納品のこと。また、規格については A4 用紙 1 枚、印字は片面印刷とし、内容については落札後に本市と協議の上、決定すること。

※ オについては、クラウドシステムによるストレージサービスにより、本市に提出すること。なお、クラウドシステムのサーバは、国内に置くものとし、ストレージサービスには、以下のセキュリティ対策機能等を実装すること。

- (ア) データ及び通信経路の暗号化
- (イ) 多段階(又は多要素)による認証機能
- (ウ) IP アドレス制限機能
- (エ) システムログ等確認機能

- ② 次のとおり利用者からの問い合わせ対応を行うこと。

ア Web問診の実施期間中においては、フリーダイヤルの電話回線を設け、5歳児の保護者や保育者からの問い合わせ対応を行うこと。対応時間は、土・日・祝日及び12月28日～翌1月3日を除く平日の9時から 17 時を原則とするが、受注者側において対応できない日がある場合は、別途、落札後に協議に応じるものとする。

イ 問合せ対応の範囲は、Web問診の動作・機能に関する内容とする。

### (3) 保育者に対する研修会の実施

Web問診における保育者評価の基準を平準化するため、保育者に対する研修会を次の日程で2回開催すること。なお、研修会は医師等の監修のもと、対面又はオンラインでの開催とすること。また、当日参加できない保育者が後日閲覧できるよう動画視聴環境を提供すること。

1回目 令和8年5月18日(月)

2回目 令和8年5月25日(月)

### (4) 調査結果レポートの作成

調査対象者の属性やリスク判定結果の全体集計をまとめたレポートを作成すること。なお、レポートの内容については、落札後に本市と協議の上、決定すること。

## 3 対象者及び対象者数

令和8年度中に5歳の年齢に達する児童約 3,300 人

(※ 上記人数は予定数であり、最低限の人数を保証するものではないことに留意すること。)

## 4 期間

令和8年5月11日～令和9年3月31日まで

## 5 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の要件を満たすものとする。品質が十分確保されていない場合は、改善要求を指示することがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議し、決定する。
- (3) 本業務の全部、または総合的企画・業務遂行管理等の業務の主たる部分を第三者へ再委託することは禁止する。また、受託者が本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市に再委託先、再委任の範囲、期間等を書面で提出し、承認を得なければならない。なお、受託者は再委託先に対して、再委託業務において取扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者との同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり知り得た情報等は本業務においてのみ使用するものとし、これらを他の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。なお、本業務における委託契約の終了後または解除後においても同様とする。ただし、事前に本市の承認得た情報についてはこの限りではない。
- (5) 本業務に関して取扱う個人情報及び情報セキュリティ対策については、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領、個人情報の保護に関する法律及び吹田市情報セキュリティポリシー等関係法令を遵守し、個人情報等の保護に万全を期すこと。